

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費給付事務に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

青森県つがる市

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費給付事務
②事務の概要	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童の健全な育成や生活の安定と自立の促進に寄与し、福祉増進を図る制度。 つがる市は児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費給付事務を行うにあたり、以下のとおり特定個人情報を取り扱う。 ①障害情報、生活保護情報、扶養情報等の課税に関する情報照会 ②住民登録簿にかかる該当者の平旦取扱い及び其照会
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. ひとり親医療費支給システム 3. 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当業務ファイル (2)ひとり親家庭等医療費業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表56、64の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第29、35条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第2項 4. つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 (平成27年つがる市条例第26号) ・第4条第1項(別表第1)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない

	3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (情報提供の根拠) 17, 20, 42, 89, 90, 125, 155の項 (情報照会の根拠) の81、89項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第2項 ・第19条第14号 <p>4. つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 (平成27年つがる市条例第26号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条第2項(別表第2)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 子育て健康課
②所属長の役職名	子育て健康課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 児童福祉係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 健康福祉部 子育て健康課 児童福祉係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

摘要	
----	--

適用範囲

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託の性質と場所を小ロットシステムを通じた提供・移転)

[○] 提供・移転しない

○. 不正な入手・情報の漏洩・移転・改ざん・作成・改定・不正アクセス等によるリスクへの対策は十分か		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	申請者から直接個人番号を提出してもらい、照会作業後確認作業を行っている。
-------	--------------------------------------

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者から直接個人番号を提出してもらい、照会作業後確認作業を行っている。		

变更箇所